

第二条第一項中第八十号の五を第八十号の六とし、第八十号の二から第八十号の四までを「号」ずつ繰り下げる。第八十号の次に次の「号」を加える。

八十の二 ピス(二-エチルヘキシル)・水素=ホスフアート及びこれを含有する製剤。ただし、

ピス(二-エチルヘキシル)・水素=ホスフアート二%以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第八十号の九を第八十号の十とし、第八十号の六から第八十号の八まで

を「号」ずつ繰り下げる。第八十号の五を第八十号の六とし、同号の次に次の「号」を加える。

八十五の七 二-セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する製剤。

第二条第一項第八十号の四の次に次の「号」を加える。

八十五の五 プチル(トリクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤。

第二条第一項中第九十八号の十を第九十八号の十一とし、第九十八号の四から第九十八号の九まで

を「号」ずつ繰り下げる。第九十八号の三中「製剤」の下に「ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・

〇一%以下を含有するものを除く。」を加え、同号を同項第九十八号の五とし、同項中第九十八号の二

を第九十八号の四とし、第九十八号の次に次の「号」を加える。

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤。

九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤。

第二条第一項中第百号の十七を第百号の十八とし、第百号の十六を第百号の十七とし、第百号の十

五の次に次の「号」を加える。

百の十六 二-メルカブトエタノール一〇%以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下

の容器に収められたものであつて、二-メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

附 則

第一条 この政令は、平成二十八年七月十五日から施行する。ただし、第一条第二十六号の十一の改

正規定(「製剤」の下に「ただし、二-メルカブトエタノール一〇%以下を含有するものを除く。」

を加える部分に限る)、第二条第一項第三十二号の改正規定及び同項第九十八号の三の改正規定

(「製剤」の下に「ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇一%以下を含有するものを除く。」

を加える部分に限る)並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この政令の公布の日から平成二十八年七月十四日までの間ににおける第一条第二十六号の十一

の改正規定(「製剤」の下に「ただし、二-メルカブトエタノール一〇%以下を含有するものを除

く。」を加える部分に限る)による改正後の同号の規定の適用については、同号中「二-メルカブト

エタノール〇・一%以下」とあるのは、「容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二-

メルカブトエタノール〇・一%以下」とする。

第三条 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第一条第六号の八及び第二十六号の五並びに第二条第一項第二十四号の二、第八十号の二、第八十五号の五、第八十五号の七、第九十八号の二及び第九十八号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該

営業については、平成二十八年十月三十一日までは、毒物及び劇物取締法(以下「法」という)第

三條、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

2 前項に規定する物であつて、この政令の施行の際現に存するものについては、平成二十八年十月三十一日までは、法第二十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。以下同じ)及び第二項の規定は、適用しない。

第四条 二-メルカブトエタノール〇・一%以下を含有する製剤(容量二〇リットル以下)の容器に収められたものであつて、二-メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く)であつて、

この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ法第十二条第一項の規定による毒物の表示がされているものについては、平成二十八年十月三十一日までは、引き続きその表示がされている限り、同項の規定は、適用しない。

第五条 この政令の施行前にした二-メルカブトエタノール〇・一%以下を含有する製剤(容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二-メルカブトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く)に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 堀崎恭久

内閣総理大臣 安倍晋三

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍晋三

政令第二百五十六号

児童扶養手当法施行令(昭和三十六年政令第四百五号)の一部を次のように改正する。

第二条の四第二項を次のように改める。

2 法第九条第一項の規定による手当の支給の制限は、同項に規定する所得が次の表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額未満であるときは同表の第三欄に定める額に相当する部分について、当該所得が同表の第一欄に定める区分に応じて同表の第二欄に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。

第一欄 規定期間 等及び児童がない 場合	第二欄	第三欄	第四欄
一、九二〇、〇〇〇円	一人	一人	基本額一部支給停止額
二人	二人	基本額一部支給停止額	基本額第一部支給停止額 に第一加算額及び第二部支給停止額 に第二加算額
三人以上	三人以上	停止額を加えて得た額	停止額を加えて得た額 に第一加算額及び第二部支給停止額 に第二加算額